

## 松阪市リバーサイド茶倉芝生広場等の管理に関する年度協定書

松阪市(以下「甲」という。))と (以下「乙」という。))とは、令和4年 月 日に、松阪市リバーサイド茶倉(以下「本施設」という。))の不動産の賃貸借について締結した賃貸借契約書第9条に基づき、本施設のうち、公益的機能を有する範囲の管理に係る年度協定(以下「本協定」という。))を締結する。

### (協定の目的)

第1条 本協定は、本施設の公益的機能を有する範囲の管理業務(以下「本業務」という。))の内容及び管理業務の実施の対価として支払われる負担金の支払いについて定めることを目的とする。

### (公益的機能を有する範囲)

第2条 公益的機能を有する範囲は、下記各号のとおりとする。

- (1)総合案内施設(本館)下流側芝生広場
- (2)芝生広場前公衆便所
- (3)下流側駐車場の一部

### (業務の内容)

第3条 本業務の内容は下記のとおりとする。

- (1)総合案内施設(本館)下流側芝生広場の植栽管理及び清掃業務
- (2)芝生広場前公衆便所の浄化槽管理業務
- (3)下流側駐車場のうち、公益的機能を有する範囲の管理

### (業務期間)

第4条 本業務の期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### (実績報告書の提出)

第5条 乙は業務終了後、速やかに実績報告書を作成し、1部を甲に提出するものとする。また、実績報告書とともに、業務前・業務中・業務完了の写真をあわせて提出すること。

### (負担金の額)

第6条 甲は、乙に本業務の実施の対価として、金2,717,600円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。

(負担金の支払方法)

第7条 負担金の支払いは、年2回に分けるものとし、乙は、次項に定める当該各期の属する月の5日以内に負担金の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して負担金を支払うものとする。

2 各回の支払額は、次の各号のとおりとする。

なお、下記支払額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1)第1回 令和5年4月 金 810,000円

(2)第2回 業務実施状況の完了確認後 金1,907,600円

3 甲は乙から第2回目の請求書を送付されたときは、業務実施状況の完了を確認し、負担金を支払うものとする。

4 消費税及び地方消費税の額に関し、協定締結後に消費税率の変更があった場合は消費税法その他関連法令等に基づき、消費税率変更の実施日以降の負担金にかかる消費税額は再計算を行い、当初の額と差額が生じたときは、第2回に支払うものとする。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他なんらの手続きなく、本契約を解除することができる。解除により甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(1)乙が、この契約に定める義務を履行しないとき、又は本協定に定める事項に違反したとき。

(2)その他乙の責に起因する事由によりこの本協定を継続することが困難になったとき。

(負担金の返還)

第9条 乙は、本施設の不動産の賃貸借に関して締結した賃貸借契約を解除された場合等、本業務を履行しない期間について、負担金の支払いを請求することができない。

2 前項の場合において、負担金が前金払又は概算払いにより既に乙に支払われている場合は、乙は管理業務を履行しない期間に相当する負担金を、速やかに甲に返還しなければならない。この場合において、返還の額は甲が定めて乙に通知する。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第10条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

2 本協定に定める事項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定

に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 本協定に関する訴えの管轄は、松阪市役所所在地を管轄区域とする裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県松阪市殿町1340番地1  
松阪市  
松阪市長 竹上 真人

乙

## 松阪市リバーサイド茶倉芝生広場植栽管理業務仕様書

1. 概要と目的 敷地内で施設の安全な利用の支障になる植栽剪定を行い、施設利用時の安全の確保と、利便性・快適性の向上を図る。
2. 件 名 松阪市リバーサイド茶倉芝生広場植栽管理業務
3. 業務場所 松阪市リバーサイド茶倉内芝生広場(松阪市飯南町粥見1084番地1)
4. 業務内容 (1)施設内植栽管理業務
  - ①芝生管理・・・公益的部分 約 3,770 m<sup>2</sup>
    - ・芝刈工 年 7 回
    - ・芝生施肥工 年3回
    - ・人力除草工 年1回
    - ・目土掛け工 年 1 回
    - ・芝生灌水工 3 日
    - ・芝等処分 600kg
  - ②樹木管理
    - ・生垣剪定 年1回
    - ・寄植剪定 年1回
    - ・低中高木剪定 年1回
    - ・樹木施肥工 各樹種年1回
    - ・病虫害防除工(A) 各樹種年2回
    - ・病虫害防除工(B) 各樹種年 1 回
    - ・切枝処分 500kg

※上記①・②に関する仕様の詳細につきましては、設計書を参照してください。

  - (2)その他
    - ・業務に関する機材損料、各種消耗品、諸経費を含みます。
    - ・業務場所につきましては、別紙、施工箇所図を参考にしてください。
5. 契約期間 契約締結の日から令和 年 月 日まで

## 6. その他

- ・協定書締結後に業務着手届および工程表を提出いただくとともに、業務完了後、作業前、作業中、完了後の写真、業務完了届を提出してください。
- ・作業時は、施設利用者および施工者の安全に十分配慮の上、業務を実施してください。
- ・剪定後の芝、樹木、枝等については、廃棄物として適正に処分してください。また、処分(廃棄等)状況の写真を提出してください。
- ・その他、詳細については飯南地域振興局地域振興課と協議を行ってください。また、協定書締結後に課題などがある場合は、双方で誠意をもって解決することとします。